

自治体基本法務研修

【合同研修】

目的	行政法、地方自治法をはじめ、自治体の実務全般に共通して関連を有する法分野である憲法の知識を網羅し、自治体職員が共通に備えるべき法務の基礎的知識を学ぶ。			
内容	自治体法務検定公式テキスト「基本法務」に基づく講義			
実施年月日	令和4年 2月 8日(火)～ 9日(水)	定員	40名(市町村職員20名 県職員20名)	
対象者	(市町村) 受講を希望する職員 (県) 受講を希望する職員			
実施場所	大分県自治人材育成センター			
推薦期限	令和3年12月15日(水)	《第16回》	経費内訳	内訳表2
指定ホテル	コモドホテル OITA	その他留意事項	-	
研修講師	【 弁護士 桜井 淳雄(さくらい あつお) 氏 】			
受講者の声	・法律の基本的な部分を理解できていなかったので、学ぶことができて良かったです。テキストで復習しようと思います。			
	・講師の話方(イメージしやすい例えや興味を引く実例)が非常に上手で、長い研修時間ながら前向きに受講できました。			
	・2日間では全てを理解するには難しいと思いますが、基本的な事項の重要なポイントを押さえて、わかりやすい説明でした。			
備考	令和4年度自治体法務検定受験対応のテキストをセンターで準備します。 研修内容について、《「憲法」「行政法」「地方自治法」》の各講義と《「民法」「刑法」》の各講義を交互に隔年で実施します。			

時 間 割											
	8:45	9:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
1日目	8:45	9:00	オリエンテーション	<序章>基本法務を学ぶにあたって	<1章> 民法 I	昼食		<2章> 民法 II			
2日目	8:45	9:00	受付	<3章> 民法 III		昼食		<3章> 刑法		アンケート・閉講	
	8:45	9:00	15	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00

※上記内容は、研修実施時に変更されることがありますので、予めご了承ください。